

## 第 2 2 号議案

### 亀岡市河原林生涯学習センターに係る 指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

#### 記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
    亀岡市河原林生涯学習センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
    河原林町自治会
- 3 指定の期間  
    令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで